

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)に関するパブリックコメントの結果

1. 背景と経緯(p. 1)

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------------------------------|--|
| 1 | これまでの施策の評価に関して、具体的にどのような内容か記載すべき。 | 専門委員会で行ってきたデータの整理やヒアリングの結果等を踏まえ、総合的な評価の内容を記述しています。 |
| 2 | 廃棄物処理法制定の経緯にまで遡って総括されておらず、記述が不十分。 | 報告書では、平成9年の法改正以降の状況を中心に記述しています。 |

2. 基本的視点(p. 1~3)

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|--|
| 3 | 循環型社会を形成していく必要性が一層高まっていることなどの基本的視点は適切。 | ご指摘の基本的視点に立って、今後の施策を進めるべきと考えます。 |
| 4 | エネルギー的にも環境的にも配慮された再生資源の循環システムの構築を推進する為には、高度な環境技術の専門性が求められるところであり、修復型の法体系から未来志向型に転換されるよう抜本的な改正を望む。 | 環境保全を推進しつつ、エネルギーにも配慮した施策の展開が必要と考えます。 |
| 5 | 解決困難な課題は残るであろうから、引き続き法制度のあり方を検討していく必要がある旨の記述を追加すべき。 | 今後とも法の施行状況等をフォローしていくことは重要と認識しており、必要に応じて検討しなければならないと考えます。 |
| 6 | 廃棄物の適正処理を最終処分場にばかり求めるべきでない。また、最終処分場の新規立地難の原因をリスクコミュニケーションだけに求めるのは認識不足。 | 今後とも、廃棄物の排出抑制やリサイクル等を最大限推進していくことにより、最終処分量の抑制を図ることが重要ですが、それでもどうしても処分しなければならない廃棄物の受け皿として、最終処分場はなくてはならないものと考えています。施設の安全性を確保しつつ、地域とのリスクコミュニケーションを図ることが重要と考えます。 |
| 7 | 資源制約をもたらし、循環型社会への道筋を潰し、大量生産・大量消費・使い捨てを助長し、廃棄物処理のリスクを発生させてきたことなどへの反省に立った総括がなされていない。 | 専門委員会では平成9年改正法以降の施行状況について点検評価を行っております。 |

2. (1)適正な循環的利用の推進(p. 2)

| | | |
|---|--|---|
| 8 | 廃棄物を再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことについては、循環型社会形成推進基本法第7条の基本原則のとおり、環境への負荷の低減にとって必要であることを最大限に考慮したうえで行うことを追記すべき。 (2件) | ご指摘を踏まえ、2ページ、12行目、「できる限り、廃棄物の排出を抑制し、…」の前に、「循環型社会形成推進基本法第7条の基本原則に従い、」を追加します。 |
| 9 | 経済の向上・発展を、環境と同一問題とすべきではない。 | 環境と経済をともに向上・発展させていく視点は重要と考えています。 |

| | | |
|----|--|---|
| 10 | 民間に任せず、経済状況の影響を受けない安定的な資源化のサイクルを国が構築すべき。 | 産業廃棄物については排出事業者責任に基づく処理が基本ですが、国においても適切な制度作りに取り組む必要があると考えます。 |
| 11 | 焼却処理や埋立処分を推進することが本当に「持続可能な社会の構築」に結びつくのか疑問。 | 循環型社会形成推進基本法第7条の基本原則に従って行うことが適切と考えます。 |

2. (2) 排出事業者責任の充実(p. 2)

| | | |
|----|---|--|
| 12 | 自ら処理における不法投棄等不適正処理が多発している状況とあるが何をもってこのように表現しているか根拠が不明である。 | 環境省の調査データを一例にとれば、平成19年度に新規発覚した不法投棄に関して、実行者の内訳をみると、排出事業者が投棄件数では約51%と最も多くなっています。 |
| 13 | 「排出事業者責任」を遂行し貫徹させるためには、利用されない廃棄物を大量に発生させる生産工程を採用している企業ほど、累進課税的な廃棄物税を課すべき。 | ご指摘の経済的手法に関しては慎重に検討されるべき課題と考えます。 |

2. (3) 処理業者による適正処理の確保(p. 2)

| | | |
|----|--|---|
| 14 | 適正処理を確保するためには、優良事業者の育成と業界の自主努力による資質の向上を図り、人材教育や高度な環境技術の研究を積極的に推進すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 15 | 優良な処理業者について具体的に記述すべき。「処理費用の監視」や「財務諸表の開示」などの経済的規制について検討を行うべき。 | 具体的な要件などは、今後、環境省において検討されるものと考えます。 |
| 16 | 廃棄物を排出する生産側の生産情報を知りえない処理業者が果たして優良な処理業者になり得るのかが疑問。 | 排出事業者は受託者に対して、委託する産業廃棄物の性状等を伝えることとなっています。 |

2. (4) 現場での機動的な対処を重視した仕組みづくり(p. 3)

| | | |
|----|---|---------------------------------|
| 17 | 規制の実効性を高めることは必要であるが、どのようにして適正処理を担保するかが重要。 | 規制の実効性が高められれば、適正処理につながるものと考えます。 |
| 18 | 産業廃棄物の広域処理の考え方を見直すべき。 | 処理施設の立地状況によっては、広域処理が必要と考えます。 |
| 19 | 現場での機動的な対処ができないような地方自治体の人員組織財政体制を構築してきた責任を問うべき。 | 地方自治体の廃棄物担当者数は増加傾向にあります。 |

3. 制度見直しの主な論点(p. 4~19)

(1) 排出事業者責任の強化・徹底(p. 4~5)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|----|--|--|
| 20 | 排出事業者の廃棄物処理の適正な対価負担について、具体的な方策を示すべき。 (4件) | 排出事業者が適正な対価を負担していない場合には、受託者の不適正処理に関連して措置命令の対象となる場合があります。 |

| | | |
|----|--|--|
| 21 | 4ページ、10行目、「自ら処理には処理業許可が不要であること」を、「自ら処理には監視の目が十分行き届かないこと」に修正すべき。 | ご意見を踏まえ、「自ら処理には処理業許可が不要であり監視の目が十分行き届かない」に修正します。 |
| 22 | 排出事業者責任は、処理業者に出すまでで完了とすべき。処理業許可を厳密に与えることで対応すべき。 | 排出事業者は最終処分が修了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるという基本的な考え方是非常に重要なものであり、これを変えるべきではないと考えます。 |
| 23 | 「そもそも誰が排出事業者責任を有するのかが客観的に不明確な場合」とあるが、具体的な場合を示すべき。 | 5ページ、3. (1)②(ウ)で述べているとおりです。 |
| 24 | 不適正処理の判断を明確にすべき。 | 法に定める処理基準等に照らして判断されるものと考えます。 |
| 25 | 排出事業者に委託基準違反(無許可業者への委託など)がなくとも委託先の不適正処理に責任を問うことができる法19条の6は、排出事業者の適正処理責任を図る上で最も重要な規定の1つであり、本規定の強化が最大の課題である。 | 本規定が有効に活用されるよう、今後さらに検討が必要と考えます。 |
| 26 | 委託処理を認める条件として、委託する側の生産情報を処理業者に全面的に提供することを義務づけるべき。 | 排出事業者は受託者に対して、委託する産業廃棄物の性状等を伝えることとなっています。 |

② 見直しの方向性

(ア) 適正な自ら処理の確保

| | | |
|----|--|--|
| 27 | 帳簿の内容は、リサイクルを阻害しないよう、既存の生産管理記録の活用なども考慮し、合理的なものとするべき。 (3件) | 今後、環境省において帳簿の具体的な内容について検討されるものと考えます。 |
| 28 | 帳簿の作成及び保存を求めるることは必要。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 29 | 新たな帳簿の作成を義務付けることは、排出事業者に膨大な負担がかかるため、実施すべきでない。 | 帳簿の作成については、過度な負担とならないよう検討されるべきと考えます。 |
| 30 | 帳簿作成を義務づけるだけでは不十分であり、早期に事実を調査確定し責任追及をできる情報収集・監督体制が必要。 | 帳簿の作成は、早期に事実を調査確定し責任追及をするための情報収集・監督を進める上で役立つものと考えています。 |
| 31 | 廃棄物の保管場所の事前届出制については、適正処理を行っている事業者の負担を増やすだけであり、届出制等は新設すべきでない。 (5件) | 廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにするため、届出制とすることが適当と考えます。 |
| 32 | 「排出事業者が排出事業所の外部に搬出して保管する場合」は許可が必要とすべき。 (2件) | |
| 33 | 排出事業者自らが廃棄物を保管する場合、保管場所を明らかにするため自治体に報告することは必要。 | |

| | | |
|----|---|---|
| 34 | 排出事業者自らが排出事業所の外部に搬出して保管するなどの場合の都道府県等への届出制等については、産業廃棄物処理の実態や自治体の条例対応などを十分踏まえたうえで、3Rを阻害しないことや、自治体において発生する事務量、運用上の問題点、導入効果等を考慮しながら、具体的な制度設計を行うべきである。 (4件) | ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。 |
| 35 | 事業所外の保管に関する届出制等について、保管場所が都道府県等に届け出られるのみでは不十分。保管行為に問題が生じた場合に直ちに都道府県等に当該情報が伝達されるなどして速やかに監督権を行使できる仕組みが必要。 | 事前に届け出られることによって、都道府県等が監督しやすくなるものと考えます。 |
| 36 | 排出事業者における廃棄物の適正保管を推進するため、保管場所を届出させるだけでなく、取扱廃棄物の種類や量に応じて適正に保管できる施設であるのかどうかを自治体が判断できるような書類(保管場所の構造、保管する廃棄物の種類や量、保管場所の維持管理方法など)を提出させる必要がある。 | 今後、環境省において具体的な内容が検討されるものと考えます。 |
| 37 | 届出を行わない者に対する対策を示す必要がある。 | 厳正に対処できるよう検討されるべきと考えます。 |
| 38 | 保管場所の届出については軽微な書類提出をお願いしたい。 | 保管場所の届出については、過度な負担とならないよう検討されるべきと考えます。 |
| 39 | 事業所外での保管は、原則禁止とするべき。 | 事業所の場所の制約などから、事業所外に保管せざるを得ない場合があると考えます。 |
| 40 | 保管場所の届出制は保管面積による条件を設定するべき。 | 今後、環境省において具体的な内容が検討されるものと考えます。 |
| 41 | 自ら処理に対しても許可の発布、処理計画策定の義務付けが必要。 | 自ら処理は、業として行う性格のものではないことから、処理業の許可是不要と考えます。また、多量排出事業者については処理計画の作成義務があります。 |
| 42 | 排出事業者に対する日常的な監視指導を都道府県にのみ課するのは無理であるため、市町村を含めて地域住民等による監視通報制度の創設を検討すべき。 | 各都道府県において、市町村や地域住民にご協力頂くような仕組みを必要に応じて検討いただくものと考えます。 |
| 43 | 「自ら処理」の範囲を明確にし、対象となる事業者を分かりやすくすべき。 | 今後、環境省において具体的な内容が検討されるものと考えます。 |

(イ) 適正な委託処理の確保

| | | |
|----|--|---|
| 44 | 電子マニフェストは義務化すべき。 (6件) | 電子マニフェストについては更なる普及を促進すべきであります。その義務化の必要性については、少量・少頻度の排出事業者の費用負担等も踏まえ継続的に検討するべきと考えます。 |
| 45 | 紙マニフェストの需要も多く、それぞれの排出事業者の判断に委ねるべきであり、電子マニフェストを義務化するには時期尚早。 | |

| | | |
|----|--|--|
| 46 | 産業廃棄物管理票交付等状況報告に関しては、報告書の提出事務を削減すべき。さらに情報処理センターは同報告書を活用して産業廃棄物の排出・処理フローなどの情報を提供するなど高度な情報活用を図るべき。また、少量・少頻度の小規模事業所にとっては過大な事務負担であることから、電子マニフェストが広く普及するまでは、特別管理産業廃棄物を除いて報告義務者に裾切りを設けるべき。(2件) | 16ページ、3.(7)②(イ)に、ご指摘の報告書について、統一化・合理化すべきであることが記述されています。 |
| 47 | 電子マニフェストの普及促進を図るのであれば、産業廃棄物処理の実態をよく把握し、利用する側に使いやすいものに改善することが望まれる。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 48 | マニフェスト義務違反に対して都道府県等が迅速に確認し対処できる仕組みについては、対処できるような情報が行政側にも伝わるよう仕組みを考えるべき。 | 報告書に記載されている、マニフェスト違反に対して都道府県等が迅速確認し対処できる仕組みについては、環境省において今後具体的な検討が行われるものですが、ご意見の趣旨は今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 49 | 事業系一般廃棄物を家庭系一般廃棄物の集積場に排出することで市町村に無料で処理させている場合や、事業系一般廃棄物を処理料金の安い他の自治体に持ち込む場合、また事業系一般廃棄物と産業廃棄物を同時に排出する場合が見受けられることから、事業系一般廃棄物の委託処理についても、契約書及びマニフェストの義務付けを行うべき。 | 市町村は事業系一般廃棄物を含め一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 ご指摘の点については、いずれも市町村の判断により対処されているところであり、マニフェストの義務付けは必要ないものと考えられます。 |
| 50 | 委託契約にあたって、排出事業者は許可の範囲内で許可業者と直接契約を行なうこととされているが、実効を担保するため、正式な代行業者を認める制度を検討すべき。 | 排出事業者責任の考え方との関係から、ご意見については慎重な検討が必要であると考えます。 |
| 51 | 「まずはマニフェストの交付を徹底した上で、」とあるが、説明会等を開催しても、説明会に参加しようとしている事業者が不適正処理につながる委託を行っているのであり、全く効果がなく、問題である。 | 引き続き説明会、セミナー等を通じ、事業者に対する周知徹底を図ることが必要と考えます。 |
| 52 | 管理票交付者が、処理業者の虚偽記載を見抜くことが困難な場合もあるので、措置義務の対象となる虚偽記載について、排出事業者において容易に知ることができない場合を除くなど一定の限定を設けるべき。 | 管理票の交付者が第12条の3第7項の規定に違反し、虚偽の記載のある管理票の写しを受けたにもかかわらず適切な措置を講じなかった場合には、第19条の5第1項第3号への規定に基づき措置命令の対象となることとなっていますが、交付者にはもちろん細心の注意を払っていただく必要はあるものの、交付者が虚偽記載であることを見抜くことが困難な場合にまで措置命令の対象とすることは想定しておらず、都道府県において適正な判断が行われるものと考えます。 |
| 53 | 基本になる契約書の様式(産業廃棄物、建設系)が2種類、管理票も2種類ある。統一すべき。 | 関係者の便宜を図る観点から、扱う産業廃棄物の種類等によって異なる様式があつても差し支えないと考えます。 |

| | | |
|----|---|---|
| 54 | 一定規模以上の産業廃棄物を排出する事業者に対しては、実地確認を義務付けるべき。 | 排出事業者等が行う処理委託先の確認については、最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置の実効性を高める観点から重要と考えます。今後、具体的な確認の方法や内容については、現場の実態等も踏まえて、環境省において検討されるものと考えます。 |
| 55 | 排出事業者は契約の締結もしくは更新に当つて、実地確認することは必要。 | |
| 56 | 実地確認は排出事業者・処理業者の双方の負担が大きく、制度化には反対。 (7件) | |
| 57 | 行政が情報の確認・開示をすればよい。 (2件) | |
| 58 | 処理施設の実地確認については、具体的な方法を明確に定めることが必要。 (2件) | |
| 59 | 実地確認の方法について、義務を負う排出事業者だけでなく、処理業者も含め、現場に混乱が起きないように配慮しながら、もっとも費用対効果の高い方法を検討すべき。 | |
| 60 | 実地確認の頻度については、ある一定の基準で排出事業者が判断できるようにするべき。 | |
| 61 | 実地確認を実施するためには、法令において、排出事業者と廃棄物処理業者との関係を明確にする条文が必要。(排出事業者の立場が弱い場合がある。) | |
| 62 | 適正な委託処理を確保するためには、中間処理業者に対し、施設ごとに毎月の廃棄物品目ごとの搬入量及び処理後の搬出先ごとの搬出量の開示を義務付け、排出事業者に対しては、これを確認することを義務付けるべき。 (3件) | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 63 | 産業廃棄物処理業者の情報提供には様々な方法があると考えられるため、自由度を持たせて一層のレベルアップができるようすべき。 また、排出事業者は、返送されるマニフェストの記載内容をしっかりと確認し、記録すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 64 | 最終処分が修了するまでの間に不適正処理が発覚した場合の排出事業者に対する罰則を強化すべき。 (2件) | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 65 | 排出事業者による処理状況の定期的な確認については、電子マニフェストを利用すれば当該確認が免除される制度とすれば、電子マニフェストが一気に普及するのではないか。 | 排出事業者等が行う、委託処理に関する確認は、マニフェストによる措置に加えて行うことを想定しています。 |
| 66 | 委託契約書の記載事項として、実際に誰が運搬するのかを記載すべきである。 | 契約時に運搬する者(個人)を特定することは困難と考えます。 |

| | | |
|----|--|--|
| 67 | すでに一部の排出事業者においては、自ら廃棄物の委託処理業者による適正な運搬、中間処理、最終処分が行われているかを追跡もしくは中間処理場や最終処分場内にモニター監視カメラを据え付けさせて常時監視するシステムを導入している事例がある。この先導的な事例を参考に全事業者に義務づけるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 68 | 排出事業者の処理業者への料金の支払いについては、収集運搬業者に運搬料金と処分料金を一括して支払い、収集運搬業者から処分業者に処分料金が支払われる場合は、排出事業者が処分業者に支払われた処理料金を確認する仕組みを作るべき。 | 排出事業者は、収集運搬業者、処分業者のそれと委託契約を締結しなければならないこととされていますので、ご指摘のような確認の仕組みは不要と考えます。 |

(ウ) 排出事業者の明確化

| | | |
|----|---|--|
| 69 | 建設系廃棄物については、元請業者を一律に排出事業者とすべき。 (6件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 70 | 元請業者を一律に排出事業者とすると下請業者に大きな負担がかかる可能性がある。 (2件) | 現行制度では、建設工事の請負形態によっては排出事業者の特定が困難な場合があり、中には不適正な処理が行われていることがあるから、元請業者を一律に排出事業者とするなど排出事業者に該当するものが明らかになるようにすべきと考えます。 |
| 71 | 元請と下請の関係の責務と義務を法令上、明確にした上で、元請及び下請を含めて全体で排出事業者とすべき。 (2件) | 具体的な内容については、現場の実態等も踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。 |
| 72 | 元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っておらず、下請業者が「廃棄物が排出される仕事を支配、管理して」いる場合は、下請業者を排出事業者とすべき。 (4件) | |
| 73 | 元請業者の最終処分完了確認の責任を明確にするとともに、直接の排出事業者の明確化に努めるとともにその責任も明確にすべき。 | |
| 74 | 元請業者を排出事業者とした場合の影響や効果を明記するべき。 | |
| 75 | 発注者が自らの責任において適正な処理を確保する場合には、発注者を排出事業者としてもよい。 | |
| 76 | 業に従事する企業の共同連帯責任制度もしくは共同組合責任管理制度を導入するのも一案。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 77 | 建設系に限らず、どの業種であっても一括請負した場合は一律に元請けが排出事業者とすることが望まれる。 | 今後、建設系廃棄物以外についても、実態の把握が進み、ご指摘のような整理が適当と考えられるものが出てくれば、その際に検討されるものと考えます。 |
| 78 | 建設系廃棄物以外でも排出事業者が不明確な例が散見されるため、これらも整理いただきたい(例: 下取り廃棄物、ビルピット汚泥など)。 (3件) | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|----|--|--|
| 79 | 排出事業者の責任を担保するため、国土交通省に働きかけ、建設業法等関係法令の改正により、不適正処理業者を建設業界から排除するとともに、建設業等の無許可(無登録)業者の排除を徹底する必要があることを追記するべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
|----|--|--|

(2) 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進(p. 6~8)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| 80 | 収集運搬業の許可や手続き、そして優良業者の名の下に、規制緩和的な方向での制度改正は賛成できない。 (2件) | 産業廃棄物収集運搬業許可の簡素化や優良事業者評価の制度設計にあたっては、不適正処理に対する監督体制が揺らがないよう配慮する必要があると考えます。 |
| 81 | きちんと処理業者の適合性を確認し、不適合な場合に迅速に対処する限り、本来、適正な処理業者の事業活動を阻害することはありえない。両者の価値を並列せず、優劣をきちんと確認すべき。 (2件) | 許可基準や処理基準への適合性の厳正な確認、迅速な対処に支障がないようにする必要があり、その前提で手続きの合理化を検討すべきと考えます。 |

② 見直しの方向性

(ア) 許可基準の明確化及び合理化

| | | |
|----|--|--|
| 82 | 廃棄物処理業の許可に際しては、より厳格な許可基準を適用すべき。 (3件) | 廃棄物処理業の許可基準については、これまで累次の強化が図られていますが、今後とも引き続き検討が行われるべきと考えます。 |
| 83 | 「許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止めるとともに、一次連鎖の起こる場合についても、許可取消し原因が廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合に限定するべきである」とされている欠格要件の見直しについては、確実に実施すべき。 (2件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 84 | 許可取消しについて、悪質性が重大な場合は、無限連鎖とすべき。 (2件) | 無限連鎖については、廃棄物処理法の予定する限度を超えて許可の取消しが連鎖し、優良な処理業者までも許可を取り消される場合があるという問題があります。 |
| 85 | 制度検討に際しては、許可取消し原因として「廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合」を「廃棄物処理に係る悪質性が重大な場合」とするべき。 | 悪質性に関する判断基準をできるだけ明確にする必要があり、「廃棄物処理法上の悪質性」としているものです。 |
| 86 | 「一次連鎖の起こる場合についても、許可取消原因が廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合に限定するべきである」との考え方には反対。より厳しい制裁措置、罰則を適用すべき。 | 欠格要件の体系を大きく見直すわけではありませんが、経営の大規模化、多角化、経営連携化などの産業廃棄物処理業界を取り巻く状況変化があることを踏まえて、検討されたものです。 |
| 87 | 兼業している産業廃棄物処理業者は、欠格要件に該当した時、他の業の許可も取り消すこととは検討できないのか。 | 廃棄物処理法において、廃棄物処理業以外の業の許可の取り消しを行うことは困難と考えられます。 |

| | | |
|----|--|--|
| 88 | 排出事業者が、自らの産業廃棄物を処理するために設置する産業廃棄物処理施設の許可については、欠格要件は不要ではないか。 | 産業廃棄物処理施設は周辺環境への影響が大きく、排出事業者が自ら排出する産業廃棄物を処理する場合であっても、廃棄物処理業に参入が許されないような者が施設を設置することを許容するわけにはいかず、欠格要件は厳格に適用すべきものと考えます。 |
| 89 | 現行の一律の形式基準である欠格要件は廃止すべき。 | 現行の許可取消に関する制度は、都道府県等による厳格な対応の必要性から成り立っているものです。 |
| 90 | 経理的基礎の判断基準や手続きの明確化や、無限連鎖の制限は、一般廃棄物でも同様に規定すべき。また、暴力団員等を、一般廃棄物処理業許可の欠格要件に加えるべき。 | 一般廃棄物処理業と産業廃棄物処理業は、それぞれの廃棄物の処理責任の所在が異なるため、必要に応じて、規定を設けるべきと考えます。なお、一般廃棄物処理業の暴力団員に係る欠格要件については、法第7条第5項第4号ハに設けられています。 また、産業廃棄物処理業における暴力団員等排除に係る欠格要件は平成12年の法改正時に追加されたのですが、一般廃棄物処理業については特段問題となつていなかつたことから当該規定は設けられておらず、現状においても状況は変わっていないため現時点での欠格要件の追加は必要ないと考えます。 |
| 91 | 暴力団の介在をなくすため、産廃処理業への低利貸出の基金制度を作り、適正処理業者が「ヤミ金融」業に手を出さなくても済む制度を確立する必要がある。 | 日本政策金融公庫において廃棄物・リサイクル対策に関する低利融資制度が設けられています。 |
| 92 | 経理的基礎を有することの判断基準については、環境省等が統一した具体的な基準を示して運用させるべき。また、許可申請の種類(収集運搬業許可、処分業許可等)によって異なる判断基準を設定し適用するなど、より実効的な基準を検討するべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 93 | 罰則の場合、交通違反のように点数制にして、許認可業者に対して直ぐに許可取消ではなく(悪質な場合を除く)、点数を加算・減点などするような体系とし、細かく行政が指導できるようにすべき。 | 現行の許可取消に関する制度は、都道府県等による厳格な対応の必要性から成り立っているものです。 |
| 94 | 上場企業については、既に上場審査の過程で、反社会的勢力に関するチェックは徹底されているとともに、適時開示としての詳細な情報開示も義務付けられていることから、5%以上株主の報告義務については、特に信託口や、投資口については除外すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 95 | 経理的基礎の判断基準や許可審査手続の明確化については、行政の負担を厭うべきではなく、現行の申請書類に何が欠けているために経理的基礎を十分に判断できないのかという観点から、添付書類を見直して追加せるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 96 | 経理的基礎の判断基準は、具体的に通知等によって明らかにすることが必要。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 97 | 許可更新に当たっては、法定修了証以外に、法令改正時、講習会を開き、受講証明等を必要条件とすべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 98 | 未遂を含め環境保全上問題のある事犯を直接取り締まる条項を設け速やかに警察に通報するなどの措置により実効性を高めるべき。 | 不法投棄未遂罪が平成15年の法改正で創設されています。 |
| 99 | 都道府県による産業廃棄物処理計画の策定のさらなる推進が必要。 | ご指摘の計画の推進は重要と考えます。 |
| 100 | 一般廃棄物と産業廃棄物で同一の処理方法の適用が可能な廃棄物については、異なる許可での運搬、処分は、非常に非効率であり、具体的措置についての検討を盛込むべき。 | 廃棄物処理法は、処理責任の所在によって一般廃棄物と産業廃棄物とに分類し、これを基本として制度ができていることから、ご指摘のことについては慎重な検討が必要と考えます。 |

(イ) 処理基準の適正化

| | | |
|-----|---|--|
| 101 | 中間処理後の産業廃棄物について、保管期間、保管数量に関する基準を定めるべきである。 (2件) | 中間処理後の産業廃棄物については、当該廃棄物のその後の処理の方法が様々であることや、適正なりサイクルを行うために必要な保管を阻害しないよう配慮することも必要であることから、保管期間、保管数量に関する基準の適用については引き続き検討を進めることが適当と考えます。 |
| 102 | 中間処理後の産業廃棄物について遵守すべき保管期間及び保管数量に関しては、該当する廃棄物の性状及び発生量の状況等を勘案する必要があり、一律的な基準とすべきでない。 (2件) | |
| 103 | 中間処理後の産業廃棄物の保管基準は現行通りとし、新たな規制を設けるべきではない。 | |
| 104 | 中間処理後の産業廃棄物に対する保管期間、保管数量に関する基準の適用については、中間処理プロセスなどの実態を十分踏まえて検討するべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 105 | 中間処理後の産業廃棄物に係る保管基準の明確化を図るべき。 | 中間処理後の産業廃棄物については、処分に当たっての保管に関する基準のうち保管の方法が適用されますが、保管期間・保管数量に関する基準の適用については、環境省において引き続き検討される必要があると考えます。 |
| 106 | 中間処理後に出来た堆肥、再生アスファルト、再生土なども「この中間処理後の産業廃棄物」に該当するか。 | ご指摘の中間処理後に出来た堆肥、再生アスファルト、再生土などが有価物である場合には、廃棄物処理法は適用されません。 |
| 107 | 中間処理後の産業廃棄物については、処理フローの監視が重要。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 108 | 処理基準の適正化よりも、強化策と基準遵守の徹底化を図るべき。 | 処理基準の適正化が図られることによって、基準遵守の徹底化等が促進していくものと考えます。 |
| 109 | 「ごみ屋敷」に代表されるように、収集運搬されるまでの一般廃棄物の保管のあり方が、各地で問題になっていることから、一般廃棄物でも、処理開始前の保管基準(排出者の敷地内での保管基準及びごみ集積場での保管基準)を定めるべき。 | いわゆるごみ屋敷については、ためているものを廃棄物でない、と主張することも多く、私有財産にも密接に関係する内容ですので、今後、環境省において慎重に検討される必要があると考えます。 |

(ウ) 産業廃棄物収集運搬許可制度の簡素化

| | | |
|-----|---|--|
| 110 | 収集運搬の許可主体は、都道府県とすべき。 (5件) | 未だ産業廃棄物処理の構造改革は途上にあり、許可業者による不法投棄事案の多くは収集運搬業者が関与しているという実態にかんがみれば、許可手続の合理化に当たって不適正処理に対する監督体制が揺らぐことがあってはならないと考えます。このことから不適正処理に対する都道府県等による監督体制の徹底という観点から、許可主体と取締主体は同一とすることを基本とすべきと考えるもので |
| 111 | 産業廃棄物収集運搬業の許可に関し、主たる事業所の所在地の都道府県等の許可などで、全国一律に業を営むことが出来ることが望ましい。 (5件) | 産業廃棄物収集運搬業許可手続の合理化の具体的方法については、地方分権の考え方との調整や法制的な整理も含め慎重に検討するべきですが、一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は都道府県が許可することが考えられます。 |
| 112 | 積替保管がある場合を除き、国許可又は主たる事務所の所在地許可として効率化すべき。 (3件) | |
| 113 | 収集運搬業許可手続の簡素化を図る報告書案の考え方賛成。さらなる広域化など、簡素化を要望。 (3件) | |
| 114 | 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化について、都道府県と政令市の指導監督権限上問題があることから、現に取得している許可証の提示を持って審査を不要とすることを基本に検討すべき。 | |
| 115 | 優良性認定業者については、産業廃棄物収集運搬業許可を全国許可とし、本社所在地を管轄する都道府県、政令市が許可を行なうべき。 | |
| 116 | 許可・取締主体を同一とすべき理由がどこにあるのか説明すべき。全国で許可を一本化する場合と、都道府県ごとに許可する場合の社会的コストを定量的に比較すべき。 | |
| 117 | これまでどおりとすべき。(3件) | 産業廃棄物については、許可権限を有する地方公共団体の細分化、許可申請等に要する書類の増加等から、収集運搬業許可に係る手続負担が重くなっていること、広域的な収集運搬が一層進んでいることから、収集運搬業許可手続を合理的なものとする必要が高まっていると考えます。 |
| 118 | 許可手続の合理化を検討する以前に、許可を受けた収集運搬業者の違法な操業を阻止する具体的方策を検討すべき。 | |
| 119 | 報告書案の考え方は、一の政令市の区域を越えて収集運搬を行っているのであれば、政令市内で積卸しする場合であっても、都道府県の許可でよいということ。その場合には、排出事業者が政令市内で積卸しを委託する際に、政令市の許可が不要であることが分かるように許可証に記載いただきたい。 | 報告書はその方向で記述されています。許可証の記載については分かりやすいものとなるよう検討されるべきと考えます。 |
| 120 | 収集運搬のみではなく、処分業も都道府県の許可とすべき。 | 収集運搬業は、積み卸しに係るすべての都道府県・政令市の許可を取得する必要があり、広域的に事業を行う場合に手続きの負担が重くなっています。一方、処分業は、施設が存在する地方公共団体は一つであることから、政令市に施設が所在する場合は当該政令市が許可をすることが適当であり、都道府県に移行する簡素化の効果はあまりないものと考えます。 |
| 121 | 手続きの合理化、全国統一化も図るべき。 (2件) | 許可手続きの合理化、統一化については、3.(7)②(イ)に記述しています。 |

| | | |
|-----|---|--|
| 122 | 「より強固な適正処理体制」の構築のため、許可業者が共同して取り組む保証制度の創設などを検討すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 123 | 廃棄物処理法違反の事案が多いのがこの収集運搬業であることから、その原因となっていける下請け、孫請け等の構造的仕組みの改善や路上取締り及び違法車両の追跡体制の強化策などを図るべき。 | 下請けの問題については、3.(1)②(ウ)に、車両の追跡に関しては、3.(4)②(ア)に記述しています。 |

(エ) 許可業者が行政処分等を受けた場合の対応

| | | |
|-----|--|--|
| 124 | 行政処分後に迅速な公開ができるような体制を、都道府県、国ともに構築するべき。 (4件) | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 125 | 不利益処分を受ける業者が自らその旨を委託業者に連絡することは実行性が不明。自治体が排出事業者に連絡することができる規定、排出事業者責任を強化する規定などが必要。 (3件) | 処理業者が委託者に連絡することは、排出事業者責任の強化にも資するものと考えます。 |
| 126 | 行政処分の情報の公表については、各都道府県が行政処分情報をバラバラに開示しても利便性は著しく低く、国が全国のすべての行政処分情報を公表することを考えるべき。 (2件) | 都道府県等及び国ともに、より利便性が高く有効な情報公開に努めるべきと考えます。 |
| 127 | 処分を受けてもなお事業を継続して行うような処理業者は、直ちに許可取消しとすべき。 | 改善命令等の行政処分に従わない処理業者は許可を取り消されるものと考えます。 |
| 128 | 報告書(案)に賛成。 | 具体的な内容の検討は、今後、環境省において行われるものと考えます。 |

(オ) 産業廃棄物処理業者の優良化

| | | |
|-----|--|---|
| 129 | 処理業者、排出事業者ともにメリットがある制度として、産業廃棄物処理業者の優良化は一層進めるべき。 (7件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 130 | 優良な廃棄物処理事業者に許可を与えていれば、制度は不要である。 (4件) | 優良性評価制度は、より優良な産業廃棄物処理業者が排出事業者から選択されることを意図した仕組みです。 |
| 131 | まず、国、地方公共団体において、優良性認定業者のみに委託するなど、優良性認定業者の優位性を確立すべき。 (3件) | 環境省を始めとする国、地方公共団体においては、優良性認定業者を率先して選択するようになすべきであり、報告書にもその旨を記述しています。 |
| 132 | 優良性評価制度のインセンティブについて「定期的な実地確認を義務付けることとなった場合には」の前提条件は記述不要。 (2件) | 定期的な実地確認を義務付けることになった場合のこととして記述しています。 |
| 133 | 優良事業者に委託した場合の実地確認免除は、現地確認を義務化する場合は加えるべき。 (2件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 134 | 優良性評価制度の見直しと定期的な実地確認免除は切り離すべき。 | 定期的な実地確認について制度を検討した上で、優良性評価制度との関係が整理されるべきと考えます。 |
| 135 | 排出事業者による実地確認については優良性認定業者であっても免除すべきでない。 | |

| | | |
|-----|--|---|
| 136 | 排出事業者が優良性認定業者に委託した際、仮にその優良性認定業者が不適正処理を行った場合、認定した行政にも責任を負わせ、排出事業者の罰則を軽減すべき。 | 行政が処理業者に対する指導監督を強化とともに、排出事業者が処理責任を果たすことが重要と考えます。 |
| 137 | 優良性認定の基準の見直しだけでなく、その位置付け・活用方法について根本から見直し再構築すべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 138 | 優良性評価制度は、許可制度とは切り離すべき。 | 両制度の関係を整理しつつ検討されるべきと考えます。 |
| 139 | 認定基準の明確化、手続きの合理化を図るべき。 | 優良性評価制度については、都道府県等の制度運用の統一を図るため、制度の枠組み自体も含めた改善を行い、優良性認定の基準の見直しなどをしていくべきと考えます。 |
| 140 | 産業廃棄物処理業者の処理実績報告制度を復活させるべき。一般廃棄物処理業者にも創設すべき。 | 都道府県等は必要に応じ処理業者から報告徴収することができます。 |
| 141 | 現状では都道府県等の対応がばらばらであり意味がない。国主体とするべき。 | 優良性評価制度は許可制度と関連するものであることから、都道府県等の制度運用の統一を図っていくことが重要と考えます。 |
| 142 | 評価の基準について、情報公開期間は5年ではなく、短縮すべき。 (2件) | 優良性評価制度については、制度の枠組み自体も含めた改善を行いつつ、優良性認定の基準の内容についても検討していくものと考えます。 |
| 143 | 優良性認定にあたっては、許可等申請時以外であっても随時受け付け、認定が可能とすべき。 (2件) | |
| 144 | 優良性の認定基準をより厳しく設定するべき。 | |
| 145 | 認定に当たっては、業の区分ごとに分けず、処理業者全体として評価すべき。 | |
| 146 | 優良性評価制度に、地域住民や環境保護団体等の意見を取り入れるべき。 | |

(3) 廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備(p. 9~10)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 147 | 処理能力や処理方法に関わらず全ての産業廃棄物処理施設を施設許可の対象とすべき。 (2件) | 現在も最終処分場は原則すべてが許可対象施設となっています。許可の対象範囲については、周辺環境への影響と過度な規制にならないよう比較考量を行なながら、今後も環境省において検討がされていくものと考えます。 |
| 148 | 廃棄物処理施設における根本的問題は、「信頼」という主観的面ではなく、「安全性」という客観的面にあるという現状認識も欠けてい る。 | ご趣旨の点も踏まえて、9ページ、13行目、「…処理体制の維持のため、」の後に、「安全性を確保しつつ、」を追加します。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 149 | 構造・維持管理基準等について、通常の廃棄物処理施設とセメント工場など既存の製造設備は別体系にすべき。 | 現行の廃棄物処理施設に係る構造・維持管理基準においても、例えば製錬の用に供する電気炉等、既存産業設備を想定した基準を規定しており、必要に応じて基準の見直しが行われるべきと考えます。 |
| 150 | 廃棄物処理施設が「適切に配備」されるとはどのような状況を示すのか。また、「廃棄物処理施設への信頼」とはどのようなことを指すのか。 | 「適切に配備」とは、廃棄物の適正処理に必要な施設が確保されることです。 また、「廃棄物処理施設への信頼」とは、産業廃棄物処理施設において適正な処理がなされるとの信頼のことです。 |
| 151 | 現在の廃棄物処理施設のあり方については、破碎や焼却等の中間処理施設及び最終処分場も含めて、構造基準や維持管理基準等の抜本的な見直しが必要。 | 今後とも必要に応じて見直しが行われていくべきものと考えます。 |

② 見直しの方向性

(ア) 安定型最終処分場対策の強化

| | | |
|-----|--|--|
| 152 | 安定型最終処分場は問題が多いことから、安定型最終処分場は廃止すべき。 (3件) | 安定型最終処分場は、産業廃棄物の処理に関して大きな役割を果たしてきていると考えます。より安全性を高める対策を講じた上で存続させるべきと考えます。 |
| 153 | プラスチックについては化学物質の溶出が懸念されることから安定型5品目から外すべき。 (2件) | 安定5品目については、新たな知見があれば見直しを行うことが適当と考えます。 |
| 154 | 「安定5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みを強化」を、「安定5品目に性状を付加しての基準および事前チェックなどの仕組みの強化」と修文すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 155 | 排出事業者に熱しやすく減量を測定を義務付け、マニフェストとともに処理業者に引き渡すべき(自社埋立の場合は測定結果を保存)。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 156 | 安定型5品目以外のものが埋め立てられる事態を改善するため、中間処理施設の設備の高度化により処理残さの品質確保を促す制度を検討願いたい。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 157 | 「廃石膏ボード」は安定型産業廃棄物から明確に除外すべき。 | 廃石膏ボードは、廃棄物処理法施行令の規定により明確に安定型産業廃棄物の一種である「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」から除外されています。 |
| 158 | 安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みを強化することは必要だが、まずは排出事業者の責務を徹底すべき。 | 排出事業者は、自らの排出した廃棄物が適正に処理されるようにする責務があり、今後もその徹底を図っていくことが重要です。 |
| 159 | 異常事態が発生していないかをモニタリングするため、浸透水のチェックは必要であり、測定可能な項目(BOD以外に、色、臭い、透視度、pH、電気伝導度、硫酸イオンなど)を追加すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(イ) 廃棄物処理施設の透明化

| | | |
|-----|---|---|
| 160 | 9ページ、下から9行目、「申請者は…意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである」を、「許可権者が…見解を明らかにしなければならない」と修正するべき。 | ご意見を踏まえ、「廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、申請者及び都道府県等は…」と修正します。 |
| 161 | 「意見に対する見解を明らかに」するだけでなく、その見解が妥当であるか評価する仕組みを設けるべき。 | 都道府県等が専門家の意見を聴くに当たっては、ご指摘の通り、利害関係者からの意見及びそれに対する事業者見解を併せて示すことを想定しています。 |
| 162 | すべての処理施設を、縦覧・告示・市町村や専門家からの意見聴取・利害関係者の意見書提出の対象にすべき。 | 施設の対象範囲については、周辺環境への影響と過度な規制にならないよう比較考量を行いながら、今後も環境省において検討がされていくものと考えます。 |
| 163 | 廃棄物処理施設に関する透明化が図られていないので、リスクコミュニケーションを図っていくことでは解決にならない。 | 廃棄物処理施設に関する透明化については、現状より更に充実していく必要があると考えます。 |
| 164 | 検査結果および維持管理状況の情報公開については、影響が大きいことから慎重に判断すべきであり、検査結果の公表を行なうべきでない。 | 現行制度において、維持管理状況については、利害関係者の求めに応じ閲覧の対象としなければならないこととされています。 |
| 165 | 都道府県等の立入調査権や行政処分の発動などを都道府県が厳格に行使していない点が問題であり、現在の廃棄物行政のあり方を根本的に改めることが必要。 | 都道府県等が行政処分を厳格に行なうことが必要であり、報告書3.(4)②(ア)にそのことを記しています。 |
| 166 | 産業廃棄物処理施設については、基本的に施設設置者自らが定期的検査を行い、その結果や稼働状況などを公表すべき。都道府県による定期検査は、あくまでもそれを補完するものであり、義務付けは不要。 | 施設設置者自らが適切な管理を行い、情報の公開を図る必要がありますが、行政が定期的に検査することで、より一層の適正管理が確保されると考えます。 |
| 167 | 廃棄物処理施設の許可主体による定期検査は、自ら処理の保管施設についても行うべき。 | 対象とする施設の範囲については、行政の効率性を確保する観点からも検討すべきと考えます。 |
| 168 | 処理施設の更新制度(5年更新等)を制定すべき。 | 申請者である廃棄物処理施設の設置者、審査者となる都道府県等、両者の負担を考慮し、定期的に検査を受けることを提案しているものです。 |
| 169 | 廃棄物処理施設の処理フローの記録と監視を行うべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(ウ) 異常が生じた廃棄物処理施設への対応

| | | |
|-----|---|---|
| 170 | 事故の報告にあわせ、国は安全センター(仮称)を設置して、重大事故の発生時には調査を行ない、その内容を公表することで、事故の事前予防に努める制度が必要。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 171 | 届出を怠ったり、発生した異常に対して処理業者に責任がある場合は、罰則規定を設けるべき。また、市町村にも当然速やかに連絡を入れるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 172 | 処理施設の異常は積極的公開されるべきであり、例えば環境基準を少しでも超過した場合には都道府県や市町村だけでなく地域住民に知らせることを法令で義務づけるべき。 | 3. (3)②(イ)に記述している、廃棄物処理施設に関する情報公開の中で検討されるべき内容と考えます。 |
| 173 | 異常が生じた廃棄物処理施設の対応については現在でも都道府県によって指導されているものであり、法定化する効果は疑問。都道府県による、より積極的な立入調査を行わせるような改正が不可欠。 | 法令に規定されれば、強制力を持って実行を担保することができると考えます。 |

(エ) 設置者が不在となった廃棄物最終処分場対策

| | | |
|-----|--|---|
| 174 | 大賛成である。維持管理積立金の積み立てをしない者は義務的取消にすべき。 | 維持管理費用の確保を確実にするための具体的な方法については、今後、環境省において検討されるものと考えています。 |
| 175 | 中間処理施設についても設置許可時に維持管理積立金をまとめて積み立てるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 176 | 「施設設置者等」に限定することなく、例えば建設系廃棄物の場合には建設業界の共同連帯責任で、また、廃プラスチック類についてはプラスチック関連業界全体の共同連帯責任で、原状回復措置を講じるなどを義務づけ、従わない場合には強制取立てをすべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 177 | 維持管理積立金を積立てないときに許可を取り消す又は罰則を設けるだけでなく、事業開始時に一定額あるいは保証金を拠出させること、積立義務違反による許可取消しを公表すること等を検討すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 178 | 維持管理積立基準の算出基準を明確にすべき。 | 維持管理積立金の積立額については、法令で定められた計算式に則り、都道府県等が事業者に金額を提示しています。 |

(オ) 廃棄物最終処分場の施設整備

| | | |
|-----|---|---|
| 179 | 最終処分場の整備については、国が主導的に検討すべき。 | 民間事業者による施設整備を基本として推進しつつ、必要な最終処分場残余年数の確保のため今後とも予算措置、税制の活用による支援や公共関与により積極的に施設整備を進めていくべきと考えます。 |
| 180 | 「民間事業者による施設整備」ではなく、国が立地場所の選定等を行い、地域住民の同意のもとに処理施設を設置すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 181 | 現在のような埋立方法による最終処分場は段階的に廃止の方向に持っていくべき。廃棄物(利用排出物)の種類・性状ごとに地上保管管理庫(建物)を設けて保管管理すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 182 | 「最終処分場の安定供給」を優先する制度設計は厳に慎むべきであり、まず最終処分場を減らすために廃棄物をどのように減量していくか、次に、最終処分場が周辺環境に悪影響を与えないためにどのような規制が必要かについて検討すべき。 | 最終処分量については、この15年で5分の1程度に減量化されています。また、最終処分場の安全確保対策については引き続き検討されるべきと考えます。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 183 | 廃棄物最終処分場の建設を促進するため、予算措置、税制優遇の拡充による支援を是非実施してほしい。また、最終処分場建設を阻害している原因を調査し、解消する取り組みを進めてほしい。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
|-----|---|---|

(4) 不法投棄等の対策の強化・徹底(p. 11~12)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 184 | 11ページ、3行目、「産業廃棄物の不法投棄」は、「廃棄物の不法投棄」と修正すべき。 | 産業廃棄物が不法投棄された場合には規模や周辺への影響が大きくなるおそれがあることから、産業廃棄物を中心として記述していますが、一般廃棄物についても不法投棄の実態を把握しつつ、必要に応じて、今後、検討する課題と考えます。 |
| 185 | 産業廃棄物処理業者の指導監督については、都道府県がその行政区域を越えて権限およびノウハウが共有、展開されるように、制度を実態に即して確立する必要がある。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 186 | 不法投棄等に関する課題の認識が不十分である。廃棄物が撤去されず放置されている案件が少なくないこと、自県外から搬入された被害地の都道府県等が巨費を投じて代執行を余儀なくされていること、特措法の適用のための国の予算が不足していることなどもある。原状回復費用の負担者のあり方、不法投棄等実行者からの費用回収の確保、周辺住民等の役割の強化、排出事業者の負担などについて検討されるべき。 | 不法投棄等の残存事案への対応については、3.(4)①及び同②(ウ)に記述しています。ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

② 見直しの方向性

(ア) 行政処分の強化

| | | |
|-----|---|--|
| 187 | 生活環境保全上の支障がなくても措置命令の発出が可能とすべき。 (2件) | 措置命令は、対象者を限定せず、廃棄物の処理のうち支障を生ずるおそれが最も大きい「処分」が基準に適合しないで行われた場合に、現に発生した支障を除去するために命ずるものですが、現に支障が発生していないかったとしても、通常人をして支障を生ずるおそれがあると思わせるに足りる具体的な危険があれば命ずることができることとなります。 |
| 188 | 行政処分の強化については、処理基準違反、保管基準違反等の一律的な形式基準ではなく警察と協力して生活環境保全の妨げになる事犯に対して迅速に厳正に処分を行うべき。 (2件) | これまで各自治体において警察と協力した取り締まりの強化が行われてきていると承知していますが、更に連携を強化し、迅速・厳正な対応が行われていくものと考えます。 |
| 189 | 行政指導や処分が全国統一の基準で運用されるよう、環境省は都道府県等を十分指導・監督すべき。 (2件) | 地域の実情に応じた対応が必要なケースもあると考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 190 | 不適正処理の原因者の財産が散逸する前に、措置命令の発出により財産の仮押さえが可能となるようにすべき。 | 自治体においてできるだけ早期に措置命令の発出が行われることが適切と考えます。 |
| 191 | 土地所有者についても何らかの行政処分の対象とするべき。 | 不適正処理が行われた土地の所有者についても立入検査・報告徴収の対象に追加することが適当であると考えます。 |
| 192 | 無許可業者が処理基準に違反した処理を行った場合を改善命令の対象とすべき。現行法では、罰することはできても、支障除去費用を負担させることができない。 | 排出事業者自らが不適正処理を行った場合には改善命令の対象となります。一方、無許可で委託を受けた業者が不適正処理をした場合には、無許可営業で処罰の対象となるとともに措置命令の対象となり、委託者も措置命令の対象となります。 |
| 193 | 報告徴収や立入調査権の強化について、周辺住民等の立会権等も導入されること、違反行為を行った収集運搬業者が措置命令を履行しない場合には、当該業者に委託した排出事業者に対して措置命令を発出できるものとすべきこと、行政処分の徹底に関する都道府県等の担当者の意識改善を余儀なくされる仕組みを導入することなどを行っていくべき。 | 立入検査・報告徴収は、私人に義務を課し自由を侵害するもので、公的主体が必要最小限度に限り行うことができるもので、第三者である住民の立ち会いを法令上位置付けることは、財産権等との関係でも困難と考えます。現行制度でも、委託基準を遵守していない等一定の場合には排出事業者も措置命令の対象となっています。 |
| 194 | 処理基準に違反した収集運搬や、保管基準違反について、措置命令を発出するのは当然。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 195 | 警察に対しても、廃棄物処理法等を遵守していない廃棄物収集運搬車両を取り締まるよう、協力を要請するべき。また、住民が不法車両を発見した場合、都道府県等へ通報し、都道府県等や警察が対応するといった仕組みを構築し、広く周知すべき。 | 警察や住民と連携・協力しながら取り締まりが強化していくものと考えています。 |
| 196 | 廃棄物の適正処理に識見を有する者等の協力よりも、『アメリカのいくつかの州が採用している』告知通報制度に倣うほうが効果的。行政の不作為に対し、刑事訴訟法に基づく告発や市民が処分を求める制度を創設すべき。 | ご意見の趣旨を個別法で措置することは難しいと考えますが、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(イ) 罰則の強化

| | | |
|-----|--|--|
| 197 | 罰金の上限を引き上げるのではなく、執行猶予をなくし実刑を中心とした罰則の強化を図ることなど、より実効性のある制度を構築していくべき。 (2件) | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます |
| 198 | 罰則が適用されるまでに至らない不法投棄等について、住民に公表するなどの方策を検討すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 199 | 悪質なケースについては、業許可の取消しだけではなく、全財産の没収、差し押さえができるようにすべき。 | 憲法上の財産権との関係上困難と考えられますが、捨て得・逃げ得にならないよう、厳正な責任追及が期待されます。 |
| 200 | 不法投棄や措置命令違反・改善命令違反に対する罰金を引き上げ、地方自治体へ配分するべき。 | 罰金は国庫に入り自治体への配分は困難と考えますが、ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(ウ) 残存事案への対応

| | | |
|-----|---|--|
| 201 | 産業廃棄物適正処理推進基金の利用や出えんのあり方等については、当該基金をいつまで維持すべきか等について検討を行い、早急に、支援制度を設計すべき。 (2件) | 支援制度については、支障の除去等が速やかに実施されるために必要であり、今後の制度についてさらに検討を進めるべきと考えます。 |
| 202 | 不法投棄の防止を図るために自治体の一層の努力や国の支援などが必要であり、社会的な支援制度は必要であるが、基金等を引き続き維持していくことが必要不可欠ではない。社会、経済の状況を踏まえた多角的な検討を行い、支援制度を設計すべき。 | |
| 203 | 将来的には、許可業者による全体としての保証・保障制度の創設も検討し、処理業者の信赖性を高め、不適正処理を行わない業界の育成に努める必要がある。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 204 | 残存事案への対応については、排出事業者が加入する保険制度を導入し、かつ、優良性認定業者に委託する際は保険料を減額すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 205 | 「責任を有する都道府県等が」を「責任を有する都道府県や市町村等が」に修文すべき。 | ご指摘の「都道府県等」には、廃棄物処理法上の政令市が含まれています。 |
| 206 | 市町村が、廃棄物処理法施行令第27条の政令市に昇格する際、昇格前に当該市域で発生した不法投棄や不適正処理事案については、同事案が発生した時点の権限自治体(都道府県)が、同事案の解決を最後まで行うよう、法令に規定してもらいたい。 | 個別のケースごとに関係する都道府県及び政令市において調整されるべきものと考えます。 |
| 207 | 不法投棄の原状回復は全量撤去を原則とすべき。米国のスーパーファンド法に倣い、すべての業界からの共同連帯責任制度を創設し、費用徴収をすべき。 | 支障の除去等の実施は、当該事案の状況に応じて最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとすべきと考えます。 |

(5) 適正な処理が困難な廃棄物の対策の一層の推進(p. 12)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 208 | 廃プラスチック類や廃農薬、廃医薬品などを指定すべきである。 (2件) | 適正な処理が困難な廃棄物については引き続き調査を行い、必要に応じて運用面で実効性のある対応が取られるよう、今後も環境省において検討されるものと考えます。 |
| 209 | 一般廃棄物については、ドイツのように製品廃棄物は製品のメーカーに回収引き取り、再資源化等を義務を課すべき。廃プラスチック類等を指定に追加すべき。 | 日本でもリサイクル各法においては製品の物性、流通形態等に応じて、製造業者等に対し引取等一定の義務が課されています。 なお、適正な処理が困難な廃棄物については引き続き調査を行い、必要に応じて運用面で実効性のある対応が取られるよう、今後も環境省において検討されるものと考えます。 |

② 見直しの方向性

| | | |
|-----|---|--|
| 210 | <p>廃家電のリサイクル料金は販売時に負担させるべき。また、拡大生産者責任をさらに徹底していく必要があり、適正な処理が可能な製品への転換及び現行の処理困難物の引き取りなどを行うべき。</p> | <p>廃家電のリサイクル料金の支払時期については、別途家電リサイクル法の見直しの検討を行う際に議論することとしており、現在、当該議論に必要な家電リサイクル法ルート以外のフローの把握等の調査がなされています。</p> <p>また、適正な処理が困難な廃棄物については引き続き調査を行い、必要に応じて運用面で実効性のある対応が取られるよう、今後も環境省において検討されるものと考えます。</p> |
| 211 | <p>家屋に取り残された残置物の扱いについて対応を明確化すべき。</p> | <p>一般廃棄物の処理については市町村が処理責任を負っており、建物の解体に先立って適切な排出を指導すべきと考えます。</p> <p>なお、家屋の解体に係る残置物のうち、廃家電については、建設リサイクル法の基本方針で、家電リサイクル法等に従って処理することとしています。また、家具等については、建設廃棄物処理指針で、発注者が適正に処理することとしています。</p> |

(6) 排出抑制と循環的利用の推進・徹底(p. 13~15)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 212 | 排出抑制に関しては、所轄省庁から事業者に対して、抑制や分別に関する方法の提案などをを行うべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 213 | 循環的利用の推進は、拡大生産者責任の強化をまず行なっていくべき。 | 拡大生産者責任の強化は、廃棄物の適正な処理を図っていく上で重要な課題であり、今後も、環境省において検討していくものと考えます。 |
| 214 | 多量排出事業者には、「産業廃棄物管理責任者」の設置を、また、一定規模以上の産業廃棄物を排出する事業場には、「産業廃棄物管理推進者」の設置を義務付ける資格制度を導入するべきである。資格者の過失により、行政処分や行政指導があった場合は、その資格を剥奪、または一定期間停止するなどの処分を下せることが望ましい。 | 新たな資格の創設については慎重な検討が必要と考えます。 |

② 見直しの方向性

(ア) 多量排出事業者処理計画制度の充実

| | | |
|-----|--|--|
| 215 | 計画様式の統一化、事業所単位での提出は実施してほしい。 (3件) | 計画等の様式を統一的に定め、目標・実績については都道府県等別に細分化した上で事業者単位での計画等の作成を可能とすることなどを通じて、事業者の提出手續の合理化に配慮すべきと考えます。 |
| 216 | 広域的に建設する事業者の場合、支店単位や全社の単位では受注目標があり、排出予測を立てることは可能であるが、政令市単位の計画は全く意味をなさない。政令市単位の計画の作成はやめるべき。 (2件) | |
| 217 | 様式の全国統一化、計画・実績の作成は都道府県単位とし、提出は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事宛とすべき。 | |
| 218 | 排出事業者にとって過度な負担となる排出量管理の仕組みの構築は避けるべき。 (2件) | 排出事業者の負担についても考慮されるべきと考えます。 |
| 219 | 建設業等に係る多量排出事業者については、工事の受注状況により産業廃棄物の発生量が大きく変動するため、計画書に具体的な発生量を記載することは困難であることから、記載内容をより柔軟なものとすべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 220 | 多量排出事業者からの実施状況報告について、委託に関する情報を追加し、公開すべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 221 | 多量排出事業者処理計画を提出しない事業者に対する担保措置を明確に示すべき。 | 具体的な内容については、今後、環境省において検討されるものと考えます。 |
| 222 | 排出賦課金やリサイクル推進減税などの措置の導入も検討すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(イ) 地域における取組

| | | |
|-----|--|---|
| 223 | 個別具体的な助言・提案等を行う仕組みについて明確に示すべき。 (2件) | 今後、環境省及び都道府県において、具体的な内容や位置付けについて検討が進められていくものと考えます。 |
| 224 | 地域住民に対して企業情報の公開を徹底すべき。 | 報告書の中でも、処理施設の維持管理状況を情報公開すべきことや、多量排出事業者計画をインターネットを利用して公表すべきことについて提言されています。 |
| 225 | 情報提供やアドバイスにとどまらず、地域システムの構築のために、都道府県の積極的な取組が望まれる。 | 都道府県においても、中小零細企業が効率的に減量・適正処理を促進できるよう、更なる積極的な取組を進めていただくことが必要と考えます。 |
| 226 | 中小零細企業などの少量の産業廃棄物処理について妥当な負担で遵法を全うできる仕組みを設けるべき。 | 中小零細企業に対しては特に、規制手法だけではなく、費用対効果の高い望ましい取組のノウハウに関する情報提供やアドバイスを行うことが重要と考えます。 |

(ウ) 広域認定制度等の充実

| | | |
|-----|--|---|
| 227 | 広域認定制度の申請手続き、審査の合理化に関する要望。 (6件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 228 | 手続や車両掲示方法の合理化を図ってほしい。 (4件) | |
| 229 | 広域認定制度について、適正処理を確保しつつ、一定の合理化を図っていくことに賛成。 | |
| 230 | 運搬の再委託における契約手続きの簡素化を図るべき。 (3件) | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 231 | 広域認定取得企業の活用実績を公開すべき。 (2件) | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 232 | 広域認定制度について、住民広報等に努めるべき。 (2件) | 広域認定制度に関する広報活動は重要と考えます。また、環境省のウェブサイトにおいて制度の概要を説明しています。 |
| 233 | まずは、広域認定制度の拡充と実効性向上を望む。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 234 | 廃棄物処理法の特例にDfEを盛り込むのは、法の趣旨に合致しない。 (9件) | 廃棄物処理法の目的である廃棄物の排出抑制を進めるため、DfEの推進は重要と考えます。また、廃棄物処理法第3条において、事業者の責務として、物の製造等に際してその製品が廃棄物になった場合の困難性を自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品の開発を行うことが規定されていることから、法の趣旨に合致するものと考えます。現在は認定に基づきどのようにDfEが実施されたかが必ずしも明らかではないので、その状況を明らかにすることなどにより、DfEの促進に資する取組を講じていくべきと考えます。 |
| 235 | DfE の促進に資する取り組みについては、広域認定制度において義務化すべきではない。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 236 | DfEを進めていくことは、広域認定事業者にとって非常に重要な責務であると認識している。広域認定制度等の充実については、単に設計という枠だけでなくその商品自体設計から廃棄処理に至る、環境影響をどのように削減されているかという実行項目も今後、必要不可欠と思われる。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 237 | 再生利用認定について、適切な制度運用を図っていくことを進めるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 238 | 認定主体と取締主体は同一であるべきという原則から、広域認定業者、再生利用認定業者に対する立入検査及び改善命令等を行う主体について、無害化処理に係る特例と同様、環境大臣であるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(エ) 熱回収の推進

| | | |
|-----|--|--|
| 239 | 焼却処理される際のエネルギー回収については、熱回収だけでなく発電による回収についても明記すべき。 | 本報告書における熱回収には廃棄物発電も含まれていますが、誤解のないように修正します。 |
|-----|--|--|

| | | |
|-----|--|--|
| 240 | 熱回収については、循環型社会形成と低炭素型社会形成の両方に資する重要な施策であり、今後、国において民間施設も含めた廃棄物処理施設全体について数値目標を示すなど具体的な目標を掲げ、これの推進に必要な支援策を講ずるべき。 | ご指摘のとおり、熱回収は循環型社会形成と低炭素社会形成の両方に資する重要な施策であり、これを推進するためには熱回収を行う事業者に何らかのインセンティブを付与するなど、何らかの促進策が必要と考えられます。また、熱回収に関する廃棄物処理施設全体についての目標値の設定についても今後検討すべき課題であると考えられます。このため、ご意見を踏まえ報告書を修正します。 |
| 241 | 熱回収を含め、リサイクル率(マテリアル・サーマルを含む)の算定基準や温暖化ガス削減効果を明確にし、取組を定量化できるようにしてほしい。 (2件) | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 242 | 具体的な促進策の記述がほしい。 | 促進策の具体的な内容は、今後環境省において検討が進められるものと考えます。 |
| 243 | 再生利用認定制度に熱回収の考えを適用願いたい。 | 循環基本法第7条において、循環資源の循環的利用は、循環資源として再使用及び再生利用ができるものののみ熱回収するとの基本原則が定められており、この基本原則を踏まえる必要があります。 |
| 244 | 安易に熱回収を進めることにならないか。 | |
| 245 | 先進技術によるCO2抑制に関する事例等も踏まえ、見識者による検討を進め、情報の共有や政策への反映をさらに進めてほしい。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 246 | 熱回収については、焼却処理による環境汚染等の課題があるため、推進には慎重を期すべき。 | 熱回収は、循環資源として再使用及び再生利用ができるものについてのみ行うこととしており、また、その推進に際しても、環境汚染が生じないよう細心の注意を払わなければならないものと考えます。 |

(7) 地方自治体の運用(p. 15~16)

② 見直しの方向性

(ア) 住民同意・流入規制

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 247 | 国は、住民同意や流入規制等の地方自治体独自の対策について積極的に撤廃を働きかけるべき。 (7件) | 地方自治体独自の対策は、それぞれの地域における実情を反映して作られたものですが、住民同意や流入規制に関しては、報告書に記述しているような問題もあり、改善が図られる必要があると考えます。 |
| 248 | 国は、住民同意や流入規制等の地方自治体独自の対策について尊重すべき。 (5件) | |
| 249 | 住民同意・流入規制の有益性と廃棄物の適正処理との融和をどのように図っていくか慎重な検討が必要。 | |
| 250 | 廃棄物の種類によって広域処理及び自治体内処理を区別する流入規制を考えた方がよいのではないか。 | |
| 251 | 優良性認定施設に対しては住民同意や流入規制を除外すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 252 | 住民同意や流入規制の撤廃等は、処理施設の安全性、立地の選定基準、処理業者の遵法性、既存施設の安全性などが確保された後に検討すべき。 | 廃棄物処理への不信心を解消し信頼感を醸成する施策を講じつつ、地方自治体との対話を進める必要があると考えます。 |
| 253 | 廃棄物の広域的な物流に係る規制緩和を進めるべき。 | 廃棄物の不適正処理につながらないよう慎重な検討が必要と考えます。 |
| 254 | リスクコミュニケーションを活発に行うために、全ての廃棄物処分業許可施設について市町村長の意見を聴取するよう改正るべき。また、「土地利用計画及び公共施設管理等の見地からの意見」も聴取することとするべき。 | 対象とする施設の範囲については、周辺環境への影響と過度な規制にならないよう比較考量を行ながら、今後も環境省において検討がされていくものと考えます。 |
| 255 | 許可業者の施設(許可を要する施設を除く)についてもリスクコミュニケーションの対象とするべき。 | |
| 256 | 行政は、事業者と一体となって地域住民や国民とコミュニケーションを図ることが必要。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 257 | 処理の安全性や仮に問題が起こったときの住民に対する情報公開をルール化し、リスクを最小化させる仕組みとして具体化されることを期待する。 | 3. (3)②(イ)に記述している、廃棄物処理施設に関する情報公開の中で検討されるべき内容と考えます。 |
| 258 | 国と地方自治体の対話は重要。住民同意・流入規制の撤廃と緩和に限定せず、法と条例の基準のあり方についても検証が必要。リスクコミュニケーションについては厳正な運用を目指すことが必要。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 259 | 地方公共団体の事務について、運営や方策浸透に係る活動については、できるだけ民間団体への委託を進めるべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(イ) 許可手続きに要する書類

| | | |
|-----|--|--|
| 260 | 許可申請書及び添付書類に係る様式を統一すべき。 (7件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 261 | 複数許可を取得している場合の変更届出や許可更新時に係る手続きについては合理化を進めるべき。 | |
| 262 | 許可申請に係る電子申請の導入については積極的に導入すべきである。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 263 | 許可申請に係る電子申請手続きの導入については、その是非や可否について、国において、十分に検討すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 264 | 法人税確定申告書の全部を添付書類として追加すること。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 265 | 事業を的確に行うに足りる知識、技能に係る書類を法で定義し、明確にすること。 | 具体的な内容については、今後、環境省において検討されるものと考えます。 |
| 266 | 法人の役員等の変更届出については提出の期限を延長すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 267 | 先行許可制度による添付書類の合理化を徹底させるべきである。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 268 | マニフェスト交付等状況報告書の統一化・合理化の実現を希望。 (4件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 269 | 再委託の緩和は進めるべきではない。 (4件) | 法令で定められた再委託について、運用の合理化を図るというものです。 |
| 270 | 収集運搬業者がレンタカーによる収集運搬を行うよう認めるべき。 | 収集運搬車両については、収集運搬業を的確かつ継続的に行うことができるものである必要がありますが、御意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 271 | 再委託の運用について合理化を進めるべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 272 | 事業者への負担を軽減するためだけの書類の簡素化ではなく、許可に係る適正かつ合理的な判断が地域住民に理解できるような書類の作成と公表を事業者に義務づけること。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 273 | 本来の趣旨に基づかない通知運用や地方自治体独自の運用規制を行わないよう国基準を徹底させるべきである。 (2件) | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 274 | 優良性認定事業者に対する許可更新申請については、本社所在地の自治体において受け付け可能とするべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(8) 廃棄物の輸出入(p. 17~18)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 275 | 国内処理の原則を保持した上で、廃棄物の輸出入を推進すべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |
| 276 | 廃棄物の輸出入の実態については、まずは透明化を図った上で、適正な資源循環が図られるよう国内外での監視システムを構築すべき。特に、POPs等の有害物質を含有した製品廃棄物の輸出入の厳禁化を図るべき。 | 廃棄物の輸出入に関しては、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出確認もしくは輸入許可が必要です。廃棄物の輸出確認及び輸入許可実績に関しては、以下のURLで公開されております。 http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html なお、これまでに水銀、PCB、POPs物質を含む廃棄物を輸出した事例はありません。 |

② 見直しの方向性

(ア) 廃棄物の輸入

| | | |
|-----|--|--|
| 277 | <p>17ページ、下から2行目、「このため、自社の国外廃棄物を輸入して処分する製造事業者についても、輸入を可能とすべきである。」との見直し方向性については、海外の現地企業の実態等を踏まえて、以下のように直すべき。</p> <p>(1)「自社の国外廃棄物」を、「自社もしくは自社の関連会社の国外廃棄物、または、自社の関連会社、販売代理店もしくは顧客が排出した使用済み自社製品もしくは同種の下取り製品(それら製品の構成部品であって他社が製造した部品を含む)」と変更するべき。</p> <p>(2)「輸入して処分する」は、「(当該製造事業者が)輸入して(国内の産業廃棄物処分業者に)委託処分する」ケースも含まれるよう変更するべき。</p> <p>(3)「製造事業者」に加えて、「輸入・委託処分を継続して適正に実施する能力を有する者」(例えば、優良な処分業者との委託処分ネットワークを有する商社)を追加するべき。</p> | <p>ご意見を踏まえ、報告書の該当箇所について、以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 17ページ、9行目及び下から8行目 「自社の国外廃棄物」を「自社等の国外廃棄物」に修正 17ページ、下から2行目 「このため、このような我が国において処理することが適切と認められる国外廃棄物の処分を委託して行う者についても、輸入を可能とするべきである。」に修正 |
| 278 | 国内で処理できる廃棄物について、自社の国外廃棄物に限らず、積極的に輸入して受け入れるべき。 | |
| 279 | 自社の国外廃棄物を国内に受け入れて適正処理する施策は積極的に推進すべき。 | 報告書はその方向で記述されています。 |

(イ) 廃棄物の輸出

| | | |
|-----|---|---|
| 280 | 国内で処理が困難な廃棄物などを輸出して国外で適正に処理を行うことを認めるべき。 (3件) | <p>バーゼル条約においては、締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動がこれらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とすることを確保するために適当な措置を講じる義務を有しており、廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出時における環境大臣による確認は、こうした国内処理の原則を具体化したものです。</p> <p>なお、廃棄物処理法に基づいた環境大臣の確認を経れば、廃棄物の輸出は可能であると考えます。</p> |
| 281 | 微量PCB廃棄物を処理する方法の一つとして、国外での処理の可能性を提案する。 (2件) | 微量PCB汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法に基づく環境大臣による無害化処理認定制度により、処理体制の整備が図られることとされています。 |
| 282 | 国内で処理される廃棄物は国内での取引価値の有無を持って廃棄物該当性を判断されるのに、輸出される廃棄物は国外での取引価値の有無を持って廃棄物該当性を判断されるため、二重基準であり、国内における取引価値の有無によって判断するよう統一化すべき。 | 廃棄物該当性の判断については、国外における取引価値に加え、国内における通常の取り扱い形態や取引価値等を総合的に踏まえるべきと考えます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 283 | 廃棄物の輸出については悪質な事例も見られる事から、廃棄物の輸出規制を強化すべき。 | 輸出先国での取扱い形態や市場動向を注視の上、必要に応じ、水際での判断指針の明確化や監視体制の強化等を検討するべきであると考えます。 |
| 284 | 国内で発生した廃棄物に由来する、国外での不法投棄等を監視するための国際的ネットワーク網を整備すべき。そのために、国外における監視活動支援のためのODA等を実施するべき。 | アジア各国との連携強化を通じ、不法輸出入を防止し、環境上適正な国際資源循環を推進するため、アジア11カ国が参加する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」を環境省が主宰しています。 また、我が国は、バーゼル条約事務局の実施するコンピュータ機器廃棄物適正管理事業を含むE-wasteプロジェクトに対する拠出を行っています。 |

(9)低炭素社会との統合(p. 19)

① 現状と課題

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 285 | 例えば優良評価制度の条件の一つに組み込むこと等、低炭素社会への取組を行っている会社へインセンティブを与えることを検討すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 286 | 温暖化対策を進めるために必要な施設の建設及び改造に係る財政支援や税制上の優遇措置、許可手続きの簡素化が必要であり、具体的な対策を講じて欲しい。 | 財政措置等は積極的に実施されるべきと考えますが、許可手続きの簡素化は慎重に検討されるべきと考えます。 |
| 287 | 廃棄物の焼却処理から脱却し、生ゴミの堆肥化やバイオマス利用、廃プラスチックの削減のための代替物への転換(ペットボトルの使用の抑制など)を推進していくべき。 | 循環型社会を構築するため、3Rの原則に基づいて循環的利用がなされるべきですが、循環的利用がなされないものについては、適正に処理される必要があります。 |

② 見直しの方向性

| | | |
|-----|---|---|
| 288 | 法律で一律に「燃料」を定義し(例:木くずチップ、ノコクズ等)、これを廃棄物ではないこととして扱い、熱回収を推進し地球温暖化防止に寄与すべき。 | 燃料として使われるものであっても、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは、廃棄物として適正に取り扱われることが必要と考えます。 |
| 289 | 木質系廃棄物等の木質原料は、安易に燃やすのではなく、マテリアル利用を優先すべき。 | 循環型社会形成推進基本法第7条の基本原則に基づいて対応すべきと考えます。 なお、焼却する場合には、熱回収を推進すべきと考えます。 |
| 290 | ごみ発電を理由にした焼却処理の拡大や熱回収利用への依存は回避すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 291 | 温室効果ガス削減のための取組みについては必要と考えるが、経理上のメリットがないなど、積極的になれない要素が多いため、業者の負担軽減等の措置を設けて欲しい。また、モーダルシフトによる削減効果などの各取組みの算定基準の明確化が必要と考える。コベネフィットについては、客観的で明確な基準が設定され、削減努力が経済的インセンティブとしても評価可能な制度を期待したい。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 292 | 焼却処分等における熱回収の推進、支援においては、CO ₂ 等の温暖化ガス発生削減効果を検証すべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 293 | 産業廃棄物処理を通じた低炭素社会との統合については、焼却処分等における熱回収のみならず、広く産業廃棄物リサイクルを通じてその促進を図るべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |

(その他全般的な意見)

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 294 | 現行法の運用の考察だけではなく、廃棄物処理法を時代の動きに合わせて構築しなおすという方向性も示すべきである。国際的な動向についても考察するべきである。 | 本報告書は、平成9年の法改正以降の状況を中心に、現行法の施行状況等を点検し、見直しの方向性をまとめたものです。 |
| 295 | 廃棄物をめぐる問題点を解決するための提案がなされておらず、再検討を行うべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 296 | 一般廃棄物と産業廃棄物という区分を「廃棄物」で一体化し、指導監督の体系で区分するべき。市町村が管理をする廃棄物の排出者、あるいは都道府県知事が管理をする廃棄物の排出者というように、排出者で区別して、リサイクルを含めて整理をするべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 297 | 廃棄物の性状に応じた処理基準、受入施設とし、処理施設は受入られる廃棄物(またはその性状)で整理する。 | 処理基準や施設の基準は、受け入れる廃棄物の種類や性状と施設の種類に応じて設定されるべきと考えます。 |
| 298 | 処理・リサイクル施設の需給状況を定期的に調査し、適正な整備、配置に配慮するとともに、最終処分場の整備については、国が主導的に検討する。 | 民間事業者による施設整備を基本として推進しつつ、必要な最終処分場残余年数の確保のため今後とも予算措置、税制の活用による支援や公共関与により積極的に施設整備を進めていくべきと考えます。 |
| 299 | 産業廃棄物処理施設の現状を確認し、今後の更なる検討を行うべき。 | 今後とも現状を把握することは重要と認識しており、必要に応じてさらに検討しなければならないと考えます。 |
| 300 | 改めて排出事業者に廃棄物処理法の周知・徹底を図るべき。 | 法制度の周知・徹底は重要です。ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 301 | 排出事業者が適正処理をするインセンティブを与える制度とすべき。 | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |
| 302 | 「廃棄物」「専ら物」「有価物」の明確化を図るべき。 (3件) | ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。 |